

長与町第4次男女共同参画計画（素案）

令和4年12月

長与町

第1章

長与町第4次男女共同参画計画の 策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨
- 2. 計画の性格
- 3. 計画の期間

(第1章 長与町第4次男女共同参画計画の策定にあたって)

1 計画策定の趣旨

長与町では、平成11年に制定された男女共同参画社会基本法を受け、平成13年策定の第6次総合計画に男女共同参画社会の確立を掲げるとともに、「男女共同参画社会の実現」を基本目標として、また「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を基本理念として、平成15年に「長与町男女共同参画計画～みんなが主役のまちづくり～」を策定しました。その後、平成20年に計画の改定版（平成20年度～平成24年度）、平成25年に第2次男女共同参画計画（平成25年度～平成29年度）、平成30年に第3次男女共同参画計画（平成30年度～令和4年度）（以下「前計画」という。）を策定し、様々な施策を推進して参りました。

国においては、法施行後、数次の男女共同参画基本計画が策定されており、令和2年12月には男女共同参画社会の形成に関連する国内外のさまざまな状況の変化を考慮した「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

県においても平成15年「長崎県男女共同参画基本計画」、平成19年「長崎県男女共同参画基本計画（改定版）」、平成23年「第2次長崎県男女共同参画基本計画」（平成23年度～平成27年度）、平成28年「第3次長崎県男女共同参画基本計画」（平成28年度～令和2年度）を経て、令和3年に「第4次長崎県男女共同参画基本計画」（令和3年度～令和7年度）を策定しています。

本町においても、前計画の計画期間終了に伴い、国・県の動きを踏まえ、本町における男女共同参画社会づくりに向けた取組の推進と、女性が活躍できる社会づくりを推進するための指針として本計画を策定いたしました。

2 計画の性格

(1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく計画であり、併せて、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に規定する「長与町DV対策基本計画」として位置づけるものです。

(2) 第5章重点目標I、II、IV及び関連指標は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく推進計画として位置づけるものです。

(3) 国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「第4次長崎県男女共同参画基本計画」との整合性を図りながら、これまでの進捗状況や本町の現状、特性を踏まえて策定しています。

(4) 令和3年3月に策定された「長与町第10次総合計画」を上位計画とし、町の各種計画との整合性を図っています。

(5) 令和4年6月に実施した長与町男女共同参画アンケート調査（町全域2,000人無作為抽出、回収率34.2%）（以下「アンケート調査」という。）の結果を参考とし策定しています。

(6) この計画では、計画の進捗状況や成果を確認するために指標を設定しています。

(7) 住民参加による「長与町男女共同参画推進委員会」の提言を踏まえ策定しています。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、今後の社会経済情勢の変化等を踏まえ必要に応じ見直しを行うこととします。

第2章

計画の基本的な考え方

1. 長与町が目指す社会
2. 家庭・地域における男女共同参画の重要性
3. 行政としての取組
4. 事業者・各種団体との協働
5. 重点課題
6. SDGs

(第2章 計画の基本的な考え方)

1 長与町が目指す社会

長与町第10次総合計画に掲げる「男女共同参画社会の実現」を基本目標とし、基本理念として「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を前計画から引き継ぐとともに、住民の一人ひとりが自らの意思に応じて個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

2 家庭・地域における男女共同参画の重要性

家庭・地域は生活の基本となる場であり、家庭・地域における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現及び女性の活躍推進にとって非常に重要です。個人やそれぞれの家庭の考え方を尊重しながら、仕事と家庭ともに両立できる暮らしやすい社会を目指す必要があります。

また、少子高齢化や核家族化の進展による人間関係の希薄化等様々な変化に対応していくためには地域とのつながりが重要であり、男女がともに地域活動に積極的に参画し男女共同参画の視点を反映させていくことが求められます。

3 行政としての取組

男女共同参画社会の実現のために、雇用、産業、地域づくり、防災、健康、福祉、教育等、社会のあらゆる分野にわたる取組が必要です。行政として、町の政策・方針の決定や実施に際し男女共同参画の視点を反映させよう努めるとともに、目標年度に向けて関係部門の連携による総合的な取組に努め、ポジティブ・アクションの推進を図ります。

4 事業者・各種団体との協働

男女共同参画社会の実現のためには、家庭・地域における取組だけでなく、事業者や各種団体の役割も重要です。特に事業者においては、平成27年8月に成立した女性活躍推進法に基づき、女性労働者に対する活躍の推進に関する取組が求められています。

行政として情報提供や必要な支援を行うなど事業者・各種団体等と連携を図り協働して計画の遂行に努めます。

5 重点課題

これまでの取組の総括と計画策定時における国・県の動向並びに本町の現状を踏まえ、本計画の重点課題を次の通り設定し計画に反映します。

○男女共同参画社会や女性の活躍推進を進めていくうえで固定的な性別役割分担意識の解消が最も重要です。このような意識を持っている、あるいは、持ちうるということを認識し、誰もが性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できるように、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

○ワーク・ライフ・バランスは男女共同参画社会の実現には不可欠ですが、個人の生き方が多様化するなかで、男女ともに仕事と生活の両立が難しいのが現状です。そこで、ワーク・ライフ・バランスを実現するための支援制度や社会基盤の整備のため、子育て支援や介護支援の充実を図ります。

○多様性が尊重される社会に向けた基盤づくりのため、人権について考える機会の提供や子どもの頃からの人権の尊重、男女共同参画の理解の促進を図ります。

○暴力は重大な人権侵害であることから、あらゆる暴力の予防・根絶に向け暴力を容認しない社会的認識の普及と防止対策に取り組みます。

○災害に強い社会の実現のためには、性別により災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された対応を行うことが重要です。男女共同参画の視点に十分に配慮した防災施策の推進に取り組みます。

6 SDGs

2015年（平成27年）の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で「誰一人取り残さない」を基本理念とし、「持続可能な世界を実現するための2030年までに到達すべき国際社会の全体目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」として、17のゴール（分野別目標）及び169のターゲットが提示されました。目標5「ジェンダー平等や、すべての女性及び女児の能力強化」は、男女共同参画社会の実現や女性の活躍を推進する本計画の施策の方向性とも重なっており、本計画の施策を着実に進めていくことが、本町のSDGsの推進につながります。



「SDGs の 17 の目標」

- ① あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
- ② 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- ③ あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- ④ すべての人々に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- ⑤ ジェンダー（社会的・心理的性別）の平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント（能力強化）を行う
- ⑥ すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- ⑦ すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- ⑧ 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- ⑨ 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- ⑩ 国内及び各国家間の不平等を是正する
- ⑪ 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- ⑫ 持続可能な消費生産形態を確保する
- ⑬ 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- ⑭ 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- ⑮ 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- ⑯ 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- ⑰ 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第3章

施策の重点目標

(第3章 施策の重点目標)

基本目標である「男女共同参画社会の実現」のために次の4つの重点目標を掲げ、各種施策を総合的かつ計画的に推進します。

I. あらゆる分野における女性の参画拡大

男女共同参画社会の実現のためには、家庭・地域・職場・政策方針決定過程の場等あらゆる分野に男女がともに参画し、自らの意思に応じて個性と能力を十分に発揮することが重要です。女性の活躍が進むことは、男性中心型労働慣行等を見直すこととなり、男女が互いに責任を分かち合いながら、ともに暮らしやすい社会の実現につながります。

男女共同参画社会の実現に向け、引き続き、あらゆる分野における女性の参画拡大、男性の家事・育児・介護等への参画等について重点的に取り組みます。

II. 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

誰もが性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現していくためには、性別による差別的な扱いを受けることなく、多様な働き方ができる社会の構築が必要です。

そのため、雇用環境の整備に向けた取組の促進と、子育てや介護等の支援体制の充実を図るとともに、教育を通じた男女共同参画の推進及び固定的な性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動を展開し男女共同参画の理解促進を図ります。

III. 安全・安心な暮らしの実現

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことは、男女共同参画社会を形成していく上での前提です。あらゆる暴力は、人権を著しく侵害するものであり克服すべき重要な課題です。

また、引き続き、生活上の困難を抱えた人たちへの支援、生涯を通じた健康支援に取り組み、すべての人が安心して暮らせる環境整備に努めます。さらに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の強化を図ります。

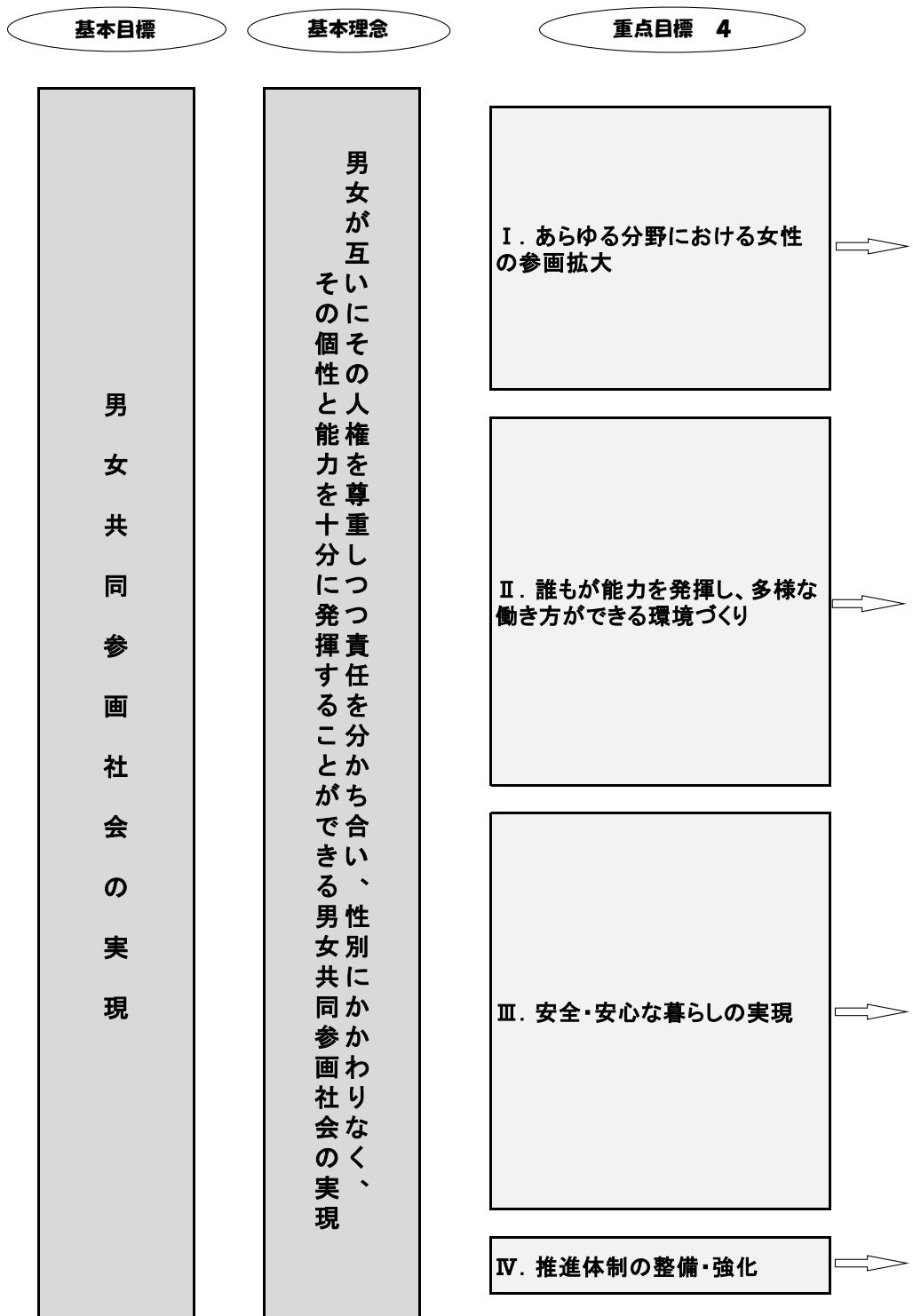
IV. 推進体制の整備・強化

男女共同参画社会の実現のためには、広範にわたる具体的な取組を着実に展開するとともに、女性の登用等女性の活躍推進についても取組を進めていく必要があります。そのため、本町における推進体制の整備を図り適切な進行管理を実施します。

第4章

施策の体系と方向

第4章 施策の体系と方向



推進施策 12

具体的な施策 27



第5章

計画の内容

重点目標Ⅰ

あらゆる分野における女性の参画拡大

重点目標Ⅱ

誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

重点目標Ⅲ

安全・安心な暮らしの実現

重点目標Ⅳ

推進体制の整備・強化

重点目標 I. あらゆる分野における女性の参画拡大

推進施策 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野に男女がともに参画し、自らの意思でその個性と能力を十分に発揮することが重要です。

女性は日本の人口の約半分、労働力人口の4割余りを占め、就業率も年々増加しており、政治、経済、社会等多くの分野の活動を担っていますが、世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数 2022」によると、政治分野の順位は、146か国中 139位となっており、国際的には、政策・方針決定過程への女性の参画については、非常に低い状況となっています。

令和4年4月1日時点における地方自治法第202条の3に基づく長与町の審議会等における女性委員比率は33.0%、同法第180条の5に基づく女性委員比率は28.0%と、前計画策定時（202条の3は32.5%、180条の5は24.1%）を上回っており、女性登用に対する取組は進んでいますが、町が目標としている40%には届いていない状況です。今後ともさらに積極的な登用を図る必要があります。

アンケート調査の結果によると、政治や企業、地域活動において、政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない現状の理由について、「男性優位の組織運営がある」と回答した人の割合が約70%、次いで「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」が約50%となっています。

これらのことから、男性優位の組織運営体制を改め、女性参画を促進するためには、女性の政策・方針決定過程への参画により男女の多様な意思が公平・公正に反映されるよう、町女性職員の管理職への積極的な登用を進めるとともに事業所や各種団体においても女性の登用や参画が促進されるよう積極的に働きかけていく必要があります。

具体的な施策 ①町の審議会等委員への女性の積極的な登用

1. 女性委員の積極的登用及びまちづくりへの参画促進

審議会等の委員選定に際し、女性のいない審議会等の解消と女性委員の比率が40%未満にならないことを目標に積極的な選考、登用に努めます。

また、団体推薦委員における女性の推薦について関係団体への理解と協力を求めるなどの取組を推進します。

(審議会等所管課)

2. 女性の参画状況の調査

審議会等における女性の参画状況について、定期的に調査を行うとともに、積極的な女性の登用について関係課への協力を要請します。

(政策企画課)

具体的な施策 ②町女性職員の登用促進

1. 町女性職員の登用促進

長与町特定事業主行動計画に基づき、女性職員の活躍推進に向け、女性職員の多様な働き方に関するセミナーや女性職員向けのキャリアデザイン研修への参加を呼びかけるとともに、充実した仕事や経験を積み重ねることができるような人事配置と管理職への積極的な登用に努めます。

(総務課)

具体的な施策 ③事業所・各種団体における女性の参画促進

1. 事業所・各種団体における女性の参画促進

女性の登用につながる職場環境づくりや女性職員の育成、女性の能力や視点を生かした組織づくり等、男女共同参画の成功事例の情報収集と提供により、事業所や各種団体における男女共同参画が促進されるよう啓発に努めます。

(政策企画課)

2. 入札参加資格申請にあたっての男女共同参画取組状況の報告

入札参加資格審査申請時に男女別雇用状況、障がい者雇用状況、育児休業制度及び介護休業制度の有無等の報告を協力要請することにより各事業所への意識付けを行います。

(契約管財課)

推進施策 2 家庭・地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

アンケート調査の結果によると、家庭の中での男女の役割分担について、特に「食事の準備」「食事の後片付け」「掃除・洗濯」といった家事において「主に女性」が担っているとの回答が 56%～70%に上り、「自分と配偶者両方」の 5%～18%を圧倒的に上回る結果となりました。さらに、「育児」では 34.3%、「介護・看護」では 22.1%と、家庭内での主な役割

を女性が担っている現状が浮き彫りとなりました。

女性就業率が年々増加し社会における女性の活躍が進む中において、家庭における役割は依然女性に偏っており、女性に掛かる負担が大きくなっている状況が懸念されます。女性があらゆる分野で活躍するためには、女性の家事・育児等の負担を見直すことが大きな課題であり、そのためには、男性の家庭生活への参画が求められています。

一方、少子高齢化、核家族化の進展により、地域における人間関係の希薄化が懸念されており、家族の孤立はそのまま地域社会の活力の低下の大きな要因となっています。

こうした中、行政だけではなく住民一人ひとりが加わって地域力を高め、持続可能な社会を築くためには、家庭・地域における男女共同参画が不可欠です。男女がともに地域社会の一員として地域活動に積極的に参加し、暮らしに密着した課題や地域の活性化に取り組んでいく必要があります。

具体的な施策 ①家庭における男女共同参画の推進

1. 啓発と学習機会の充実

家族が互いに尊重し協力し合って家事・育児・介護に取り組むよう、広報紙等による啓発やセミナー、講座の開催等、生涯を通じた多様な学習機会の提供に努めます。

(政策企画課、生涯学習課、こども政策課、介護保険課)

2. 家事・育児・介護への参画支援

料理教室や子育て教室等を開催し、性別を問わず、家事・育児・介護への参画と技能の獲得・向上に努めます。

(生涯学習課、健康保険課、介護保険課、保育所)

3. パパママ学級への父親の参加促進

父子手帳の配布やパパママ学級への参加等、出産前から父親としての意識を高めることで、出産後もスムーズに子育てに参加できるよう意識啓発を図ります。

(こども政策課)

具体的な施策 ②地域における男女共同参画の推進

1. 地域活動団体への啓発

地域コミュニティや自治会、P T A等、地域で活動する団体において、女性が方針決定の場に参画し、代表者として登用が図られるよう啓発を進めます。

(※地域活動団体関係課)

※生涯学習課、健康保険課、こども政策課、住民環境課、福祉課、地域安全課

2. ボランティア活動等への支援及び参加促進

ボランティア活動等に関する広報・情報提供・啓発を行います。

(福祉課)

3. 地域防犯活動への参画

110番の家、110番の車、見守り隊、防犯パトロール等地域による自主防犯活動への男女の参画を支援します。

(地域安全課、生涯学習課)

4. 地域おこし、まちづくり活動への支援

地域おこし、まちづくり活動への男女の参画を促進するため、活動グループへの支援を行います。

(地域安全課、産業振興課、生涯学習課)

5. 女性の人材を育成する機会の充実

女性自身が身近なところから政治・経済・社会政策等への関心を深め、その能力や感性を地域や社会で活かすことができるよう、女性を対象としたセミナーの開催等、学習機会の充実と情報提供に努めます。

(政策企画課、生涯学習課)

推進施策 3 女性の能力開発と経済的地位の向上

【現状と課題】

本格的な人口減少と少子高齢化という現実に直面する中、活力ある地域社会を形成していくためには、女性を貴重な人材として活用し活性化を図ることが重要であり、子育て・介護

等により就業を中断した女性がそれまでの就業経験を生かしつつ再就職が可能となるような支援や創業・起業のための情報提供に取り組みます。

また、農林水産業や商工業等自営業者における女性の役割については、女性が参画することにより多様な視点や発想が生まれ、産業自体の活性化が期待されることからその重要性が高まっていますが、経営における女性の参画状況はいまだ十分ではありません。女性が男性の対等なパートナーとして経営に参画し活躍できるよう、女性の経営上の位置づけの明確化や経済的地位の向上、女性が働きやすい環境づくりの整備に努めます。

具体的な施策 ①女性の再就職・創業・起業の支援

1. 女性の再就職への支援

ハローワーク等と連携し、女性の再就職についての情報提供に努めます。

(産業振興課)

2. 子育て中の女性の求職活動支援

子育て中の再就職希望者の求職活動を支援するため、一時預かりやファミリーサポートセンターの利用促進等、ニーズに合った保育サービスの提供に努めます。

(こども政策課)

3. 女性の再就職のための学習・能力開発支援

子育て中の再就職希望者の学習・能力開発を支援するため、講座やセミナーの託児付き開催に努めます。

(生涯学習課、こども政策課)

4. 女性の創業・起業の支援

県や商工会等と連携し、創業・起業セミナー等、女性の創業・起業に資する情報提供を行います。

(産業振興課)

具体的な施策 ②農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進

1. 女性の経済的地位の向上

家族経営・小規模事業所に従事する女性が、安全で快適な就業ができるよう、労働時間の適正化、休日の取得等、就労環境改善に向けた就業規則の整備について、普及・促進に努めます。

(産業振興課)

2. 経営管理能力や技術力の向上

経営管理能力や技術力の向上を図るための研修や交流の機会を提供します。

(産業振興課)

3. 女性が参画しやすい環境づくりの支援

地域農業の振興を図るため、女性の能力が一層発揮されるよう、6次産業化やグリーン・ツーリズムへの女性の参画拡大やスマート農業の推進による女性が働きやすい環境の整備に努めます。

(産業振興課)

4. 地域農業の意思決定過程への女性の参画拡大

地域農業の将来方針を決定する話し合いや集落の環境保全活動等の場において、女性参画拡大を関係団体と連携して推進します。

(産業振興課)

重点目標 II. 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

推進施策4 雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

就業は生活の経済的基盤であり、働くことは自己実現につながるものでもあることから、働く意欲を持つ誰もが性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりは、持続可能な経済社会の発展という点からも大変重要です。

アンケート調査の結果によると、女性が職業を持つことについて、全体では「子どもをも

「ってもずっと職業を続けるほうがいい」（継続就業型）52.8%が「子どもがいたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつほうがいい」（一時中断型）26.3%を大きく上回っています。また、女性では、継続就業型が、56.9%と一時中断型の23.0%を大きく上回っています。平成29年度アンケート調査と比較すると、全体では一時中断型が減少し、継続就業型が増加しています。このほか、平成29年度アンケート調査と比較すると、「子どもができるまでは職業をもつたほうがいい」6.3%、「結婚するまでは職業をもつたほうがいい」2.2%の2項目で減少、「女性は職業をもたないほうがいい」1.0%でほぼ横ばいとなっています。令和元年度の長崎県調査（以下「県調査」という。）をみると、一時中断型が継続就業型を11.5ポイント上回っており、県全体と比較すると、本町においては女性が子育てをしながら仕事を続けることに対して積極的であることが伺えます。

一方で、仕事と生活の優先度の希望と現実について、希望では「仕事と生活の両立」が76.3%、現実では「仕事を優先」43.9%、「仕事と生活の両立」42.0%、となっています。

仕事と家庭を両立していくために必要なこととしては、「配偶者の家事・育児・介護の分担・協力」59.6%、「育児・介護休業制度、短時間勤務制度を取得しやすい職場環境をつくる」57.9%が上位を占めています。さらに、職場において女性の活躍を推進するために必要なこととして、「育児・介護休業制度、短時間勤務制度など仕事と家庭が両立できる体制づくりを推進する」が66.8%となっています。

また、男性の育児、介護休暇が取りにくい状況を改善するために必要なこととして、「職場や上司の理解・協力」54.5%、「育児・介護休暇制度を利用しても不利にならない人事評価制度の整備」40.8%となっています。

以上のことから、働きたい女性が、結婚や出産をしても仕事と子育て・介護等の二者择一を迫られることなく働き続け、能力を十分に發揮し活躍することができる社会にするためには、多様で柔軟な働き方等を通じたワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」）や、男性の家庭参画が不可欠であり、そのためには、職場や上司の理解、併せて、育児・介護休業や短時間勤務制度導入、テレワークの推進等の職場環境の整備についての普及啓発が必要です。

ハラスメントについては、女性の22.2%がセクシュアル・ハラスメント、9.9%がマタニティ・ハラスメント、また、男性の3.5%がパタニティ・ハラスメントの経験があり、そして、パワー・ハラスメントについては、男性で32.0%、女性で31.6%が「経験がある」という回答になっており、いずれもそのほとんどが職場で起きているという結果が出ています。性別を理由とする差別的取扱い等の根絶と、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に向け、法令の普及を図っていく必要があります。

具体的な施策 ①女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進

1. 男女雇用機会均等法と女性活躍推進法の普及

男女雇用機会均等に関する法令や情報について、男女雇用機会均等月間(毎年6月)等の機会を活用し、制度の普及に努めます。

また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について周知を図ります。

(産業振興課、政策企画課)

2. 短時間労働者及び有期雇用労働者対策の推進

パートタイム労働者、有期契約労働者、派遣労働者等の雇用の安定、適正な労働条件の確保や雇用管理、正規労働者との均等・均衡待遇等についての改善を図るため、関係機関と連携し、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律等関係法令の周知に努めます。

(産業振興課)

3. 町職員における働く女性の妊娠・出産に関する保護

女性職員が、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いを受けることがないよう、関係する法令及び指針の周知を図るとともに、妊娠出産に関する産前産後休暇・育児休業、短時間勤務等に関する規定の整備を進め、女性が妊娠中及び出産後も安心して働く環境を整備します。

(総務課)

具体的な施策 ②ハラスメント防止対策の推進

1. 事業所への普及啓発

事業所におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント防止のため、関係法令等の周知に努め啓発を図ります。

(産業振興課)

2. 町職員におけるハラスメント防止対策

庁内にセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントに対する相談窓口を設置するとともに、研修等の実施によりハラスメント防止対策を推進します。

(総務課)

具体的な施策 ③多様な働き方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの推進

1. 働き方の見直しの推進

職種や個人の生活に配慮したテレワーク等の多様な働き方について、在宅や町内施設の利用を含めた普及啓発を促進します。

(産業振興課)

2. ワーク・ライフ・バランスに関する取組の普及・啓発

町内の事業所に対して、商工会と連携しワーク・ライフ・バランスに関する取組の普及啓発を図ります。

(産業振興課)

3. ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所の普及促進

ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進している事業所を広報紙等により広く周知し、働き方の見直しに関する意識啓発に努めます。

(政策企画課)

4. 町職員のワーク・ライフ・バランスの推進

「長与町特定事業主行動計画」を全職員に周知するとともに、育児や介護に関する各種制度についての情報提供や理解の促進に努めながら、特に男性職員の育児や介護に関する休暇等の取得促進を図ります。また、テレワークの推進を図り、職員が家庭生活を大事にできる職場環境づくりに努めます。

(総務課)

推進施策 5 子育て・介護等の支援体制の充実

【現状と課題】

アンケート調査の結果によると、男女共同参画社会を実現するために必要なこととして、「保育施設の充実と子育て支援」が 40.6%と高く、特に女性で回答が多くなっています。また、仕事と家庭を両立していくために必要なこととして「配偶者の家事・育児等の分担・協力」59.6%、「育児・介護休暇制度、短時間勤務制度を取得しやすい職場環境をつくる」57.9%に次いで、「育児や介護等の為の施設やサービスを充実する」が 43.7%となっており、家庭や職場環境の改善だけでなく、育児や介護に関する施設やサービスの充実も求められています。

男女が男女共同参画の視点に立ち、ともにライフスタイルを柔軟に選択しながら、仕事と家庭に関する責任を担うことのできる男女共同参画社会の構築に向け、子育て・介護等の支援体制の充実を図ります。

また、固定的な性別役割分担意識に起因する悩み等に関する一般相談窓口及び男性相談窓口についても、男女共同参画社会の実現に向けた重要な基盤であるため、体制の充実とさらなる周知広報が必要です。

具体的な施策 ①子育て支援策の充実

1. 保育サービスの充実

保育所及び認定こども園の待機児童ゼロを目指します。また、一時預かり、延長保育、病児保育、障がい児保育や子育て短期支援事業等、多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努めます。

(こども政策課、保育所)

2. 児童館・放課後児童クラブの充実

児童館や放課後児童クラブを充実し、子どもたちの放課後の遊びや生活の場を提供します。

(こども政策課)

3. 子育て支援センター事業の拡充

子育ての不安などを解消するため、相談・情報交換の場として子育て支援センターを広く提供するとともに、各保育園や地域における関連サークルとの連携を深め、センター事業の充実強化を図ります。

(こども政策課、子育て支援センター)

4. ファミリーサポートセンターの利用促進

ファミリーサポートセンターのサービスについて周知し、利用を促進します。

(こども政策課)

5. 子育て支援の充実

子育て世代包括支援センターを中心とした相談体制、乳幼児相談、乳幼児健診、母子保健推進員活動等母子保健事業の充実を図るとともに、子育て支援事業の情報提供を行い、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに積極的に取り組みます。

(こども政策課)

6. 子育てバリアフリーの推進

妊婦、子ども及び子ども連れの人が利用する公共施設について、段差解消等のバリアフリー化や授乳室等の整備を図ります。

(※各施設管理課)

具体的な施策 ②介護支援策の充実

1. 相談体制の整備

地域包括支援センターにおける総合相談窓口をはじめ電話や訪問等、様々な相談体制をとりながら家族介護者や高齢者を支援します。

(介護保険課)

2. 家族介護者の負担軽減

地域への出前講座や広報紙等を通して介護保険サービスの情報提供に努めるとともに認知症の方を介護している家族の相談や意見交換、交流を図る「認知症介護者リフレッシュのつどい」等を開催し、家族介護者の心身の負担軽減を図ります。

(介護保険課)

具体的な施策 ③男女共同参画に関する相談体制の充実

1. 男女共同参画に関する相談体制の充実

夫婦、家庭等に関する様々な悩みの相談や、男性の社会的な重圧や悩みに関する相談に対応するため、県の男女共同参画推進センターと連携し、相談窓口の周知を図ります。

(政策企画課)

推進施策 6 教育を通じた男女共同参画の推進

【現状と課題】

アンケート調査の結果によると、男女の地位が「平等」と回答した割合は「学校教育」が67.3%と非常に高く、第2位の「地域活動」の43.6%を大きく上回っています。

また、男女共同参画社会の実現のために学校教育の場で必要なこととして、「男女平等の意識と相互の理解や協力の大切さについての学習指導を充実する」50.1%、「生活や進路指導で、男女の区別なく能力を生かせる選択ができるよう支援していく」38.2%、「学校生活

において男女がお互いに協力し尊重し合う校風を作り上げる」31.7%となっており、学校教育の場における男女平等の意識の醸成が求められています。

学校教育を通じた男女共同参画への理解促進は、将来の男女共同参画社会の実現に向けた基盤となるものであり、次代を担う子どもたちが、その個性と能力を十分に發揮し、性別にとらわれない多様な進路選択を可能にするための教育・学習の充実と、それに携わる教職員の男女共同参画に対する理解と意識の高揚が必要です。

具体的な施策 ①学校における男女平等教育及びキャリア教育の推進

1. 男女平等を推進する教育・学習

学校教育においては、子どもの発達段階に応じた人権の尊重、L G B T 等多様性への理解、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなど男女共同参画の視点に立った教育・指導の充実を図ります。

(学校教育課)

2. 教職員の研修

全ての教職員が、男女共同参画に関する基本理念を理解し、意義を高め、教育に反映できるよう研修により理解の徹底に努めます。

(学校教育課)

3. 家庭科教育の充実

男女が互いに協力し、家庭を築くことの重要性について学ぶ家庭科教育の充実に努めます。

(学校教育課)

4. 多様な進路選択のための支援

進学や就職に関する情報を幅広く提供し、一人ひとりが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力と態度を育てるよう、進路指導の充実に努めます。

また、理工系分野をはじめ、あらゆる分野で女性が活躍できるよう、ダイバーシティ意識の醸成や、性別にかかわりなくすべての児童生徒及び保護者に対し多様な進路についての適切な情報の提供を行います。

(学校教育課)

推進施策 7 意識改革に向けた啓発・普及の推進

【現状と課題】

アンケート調査の結果によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、全体では「反対派」54.4%が「賛成派」18.9%を上回り、男女別にみると女性では「反対派」62.2%、「賛成派」14.0%、男性では「反対派」43.2%、「賛成派」25.8%となっています。また、県調査では、「反対派」45.0%、「賛成派」40.3%と「反対派」が上回っています。県全体と比較すると、長与町は「賛成派」が少なく、固定的な性別役割分担意識は低くなっていますが、男性の意識の中では、長与町においてもまだ残っていることがわかります。

一方、現在の社会における男女の地位について、75.9%の人が「社会全体」における男女平等について「男性が優遇されている」と感じています。分野別にみると「慣習・しきたり」では「男性優遇」77.0%、「平等」12.3%、「職場」では「男性優遇」62.0%、「平等」23.7%、「政治や行政の方針決定の場」では「男性優遇」69.4%、「平等」18.6%となっており、これは、様々な生活の場面で「男性が優遇されている」という住民の実感が表れているものと考えられます。また、「家庭生活」の分野においては全体では「男性優遇」58.3%、「平等」29.8%と、前述の3分野と比較すると差は少ないですが、男女別にみると女性が「男性優遇」64.3%、「平等」24.0%と「男性優遇」が大きく上回っているのに対し、男性は「男性優遇」50.5%、「平等」38.0%女性よりも男性が平等と感じている割合の方が高く、住民に最も身近な「家庭生活」において男女の意識差が大きいことは注視すべき課題と言えます。

少子・高齢化によるこれから社会状況の変化に対応していくためには、男女共同参画社会の実現が不可欠であり、あらゆる分野において、固定的な性別役割分担意識、性差に対する偏見の解消、男女平等観の形成等について、重要な課題として社会全体で理解を深め意識改革を図っていくことが大切です。

具体的な施策 ①わかりやすい広報・啓発活動の推進

1. わかりやすい広報・啓発の充実

男女共同参画に関する意識を高めるため、広報紙やホームページ等により男女共同参画について広く情報提供するとともに、「男女共同参画週間（6月23日から6月29日）」等の機会を活用し、男女共同参画の視点に立った啓発や学習機会の提供を行います。

（政策企画課）

2. 固定的な性別役割分担意識の解消のための意識啓発

固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識の啓発に努めます。

（政策企画課）

具体的な施策 ②町職員の意識改革

1. 町職員の意識改革

会議や研修会及び情報の提供を通じ、全職員に男女共同参画に関する理解の徹底を図ります。

(政策企画課)

重点目標 Ⅲ. 安全・安心な暮らしの実現

推進施策8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

暴力は、誰に対しても決して許されるものではなく、特に女性に対する暴力は、経済力の格差や上下関係等、男女が置かれている立場に起因する実態もあり、あらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していくうえでも克服すべき重要な課題となっています。

アンケート調査の結果では、配偶者等からの身体的・精神的・性的・経済的暴力を受けた経験があると回答した人は8.9%、被害経験は特に女性に多く、その相談先は「家族」36.4%、「友人・知人」27.3%など身近な人であり、公的機関等への相談は少ない結果となっています。

また、被害経験のある女性の半数以上が「相談しても無駄だと思った」30.4%、「相談するほどの事ではないと思った」26.1%、「自分さえ我慢すればなんとかこのままやっていけると思った」26.1%などを理由に「どこ（だれ）にも相談しなかった」52.3%ということからも、問題が潜在化、深刻化しやすいことがわかります。

一方で、DV被害の経験がある男性については、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が75.0%と女性を上回り、その理由として、「世間体が悪い」、「自分にも悪いところがあると思ったから」と回答した割合が女性と比較して、約12ポイント上回る結果となりました。このことから、男性へのより一層の周知が必要です。

性的マイノリティという言葉について全体では「知らなかった」12.0%、自分の性別や恋愛対象となる性別などについて「悩んだことがある」「多少悩んだことがある」は合わせて2.6%ということから、今後も人権を守る啓発活動が必要です。

また、男女がその健康状態や性差に応じて適切に自己管理できるような健康教育・性教育・DV（デートDV）予防教育が重要です。

さらに、近年では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や休業等の生活不安・ストレスからの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されており、さらなる取組が求められています。

すべての人々の人権が尊重され、相互が共存し得る平和で豊かな社会を実現するために、

あらゆる暴力の予防・根絶に向けて、DV等についての理解を深めるとともに、相談窓口の周知や相談体制の充実、被害者の自立支援等切れ目のない対策が必要です。

具体的な施策 ①人権を守る啓発運動の推進

1. 人権を守る啓発活動

広報紙やホームページ等で人権に関する情報や人権相談の窓口等について広く情報提供するとともに、「人権週間（12月4日から12月10日）」等の機会を活用して啓発を行い人権に関する意識を高めます。また、人権に関する各種講座やセミナー等、人権について考える機会を提供します。

（総務課、生涯学習課）

具体的な施策 ②配偶者等からの暴力の予防と根絶

1. 相談窓口の周知

DVや性被害等の女性に対する暴力に関する相談窓口等について広報紙やホームページ等での周知を図ります。

（政策企画課）

2. 暴力の予防啓発

「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日から11月25日）」等の機会を活用し、あらゆる暴力の予防と根絶に向けて、広く意識の啓発に努めます。

（政策企画課）

3. 被害者保護等の支援

長崎こども・女性・障害者支援センターや警察等との連携を図り、引き続き庁内において迅速かつ適切な対応に努めます。

（福祉課、住民環境課）

具体的な施策 ③適切な性教育の実施

1. 学校における適切な性教育の推進

学校における性教育については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階を踏まえ、学校全体での共通理解の下、保護者の理解を得ること等に配慮し、集団指導と個別指導の連携を密に効果的に実施します。

（学校教育課）

2. 性に関する学習機会の提供

思春期の子どもたちが、性と生殖に関する正確な知識を持つとともに、自ら健康管理を行うことができるよう、学校、家庭、地域、専門機関と連携し、性に関する学習機会の提供とその充実を図ります。

(こども政策課、生涯学習課)

具体的な施策 ④DV予防教育の実施

1. DV予防教育の実施

配偶者等からの暴力やデートDVなどあらゆる暴力を未然に防ぐため、専門機関と連携しながら町内全中学校においてDV予防教育を実施し、知識の啓発と普及に努めます。

(政策企画課、学校教育課)

具体的な施策 ⑤若年層への啓発

1. 若年層への啓発

若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知を行います。

(政策企画課)

推進施策9 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

ひとり親家庭の相対的貧困率は高く、特に母子家庭については男女が置かれた状況の違い等を背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすい現状があります。また、父子家庭の男性についても地域で孤立するなど生活上困難な状況に陥りやすいという現状もあり、ひとり親家庭の生活安定と自立促進については、母子家庭、父子家庭問わず、子育て支援、経済的支援等、各種支援策の充実が必要です。

高齢社会を豊かで活力ある社会としていくためには、高齢者がいつまでも健康に暮らし、それぞれの生きがいを持って毎日を過ごすことができる社会の構築が必要です。高齢の男女が社会を支える重要な一員として、働き、楽しみ、地域社会に貢献するなど、さまざまな形で充実した生活を実現できるよう、社会参画の機会の提供や整備を図ります。

一方、障がいのある人の社会参画や雇用機会の確保については、依然厳しい状況にあります。障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らし続け、あらゆる分野で社会活動に参加することができる体制づくりが必要です。

さらには、在住外国人についても、地域で安心して生活できるよう地域社会における支援を図ります。

具体的な施策 ①ひとり親家庭の生活の安定と自立支援

1. ひとり親家庭への支援

医療費の助成や児童扶養手当、就学援助等により、ひとり親家庭の生活安定と自立を支援します。

(こども政策課、教育総務課)

2. ひとり親家庭に対する自立促進

県の融資貸付制度や就業支援制度等について広報紙やホームページ等を通じて広く周知するとともに、ひとり親家庭の生活安定と自立促進のための相談・支援を行います。

(こども政策課)

具体的な施策 ②高齢者や障がいのある人等への支援

1. 高齢者就労への支援

高齢者の持つ知識や能力を活用し、臨時的かつ短期的な就業機会を確保するため、シルバーパートナーセンターの活動を支援します。

(産業振興課)

2. 老人クラブへの加入促進及び活動支援

高齢者の生きがいづくり、仲間づくり、閉じこもり予防、健康増進に資するため、広報紙等を通じた老人クラブへの加入促進や活動の支援に努めます。

(福祉課)

3. 高齢者向け健康づくりの推進

高齢者の健康保持や介護予防に向けた、目的別介護予防事業や地域のサロン活動を推進します。

(介護保険課)

4. 学習機会の提供と各種交流事業の推進

高齢者学級や世代間交流を実施し、高齢者への学習機会の提供と世代間の相互理解を深める事業を展開し、高齢者の社会参画を促進します。

(生涯学習課)

5. 道路、公園等のバリアフリー化

高齢者や障がいのある人の社会参加を促進するため、道路、公園等のバリアフリー化を推進します。

(都市計画課、土木管理課)

6. 障がい者の社会参加・自立支援

障がいのある人の社会参加・自立支援を促進するため、相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めるとともに、長与町地域自立支援協議会において課題を検討し、地域で安心して自立した生活を営むことができる体制づくりを推進します。

(福祉課)

7. 在住外国人への支援

在住外国人が地域で安心して生活できるよう生活、医療、防災情報等の生活情報を外国語で提供するとともに地域社会での交流を支援します。

(政策企画課)

推進施策 10 生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

男性も女性も互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しながら相手に思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に欠くことができない前提となっています。

特に、女性は妊娠・出産や女性特有の疾病の可能性等、男性と異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があり、すべての女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策が求められます。

なかでも妊娠・出産期は、女性の健康支援にとって大きな節目であり、地域において安心して子どもを生み育てることができるような支援体制の充実に努めます。

具体的な施策 ①生涯を通じた健康支援

1. 健康づくり意識の啓発

生涯を通じた健康の保持・増進のため、健康教育や健康相談、健康診査、訪問指導の健康増進事業を実施し、自分の健康は自分で守る意識づくりを促進します。

(健康保険課)

2. スポーツを通じた健康づくりの推進

生涯にわたる健康及び体力の保持・増進を図るために、長与町スポーツ協会等スポーツ関係団体と連携し、いつでも、どこでも、主体的にスポーツに親しめる機会と場所を提供し、健康づくりを進めます。

(生涯学習課)

3. 子宮がん、乳がん、生活習慣病等の予防対策の実施

子宮がん、乳がんから女性を守るために、検診受診率の向上を図ります。また、20歳～39歳の健診を受ける機会のない女性の健康診査を実施し、若いうちからの生活習慣病予防に取り組みます。

(健康保険課)

具体的な施策 ②妊娠・出産に関する健康支援

1. 妊婦健康診査の充実

妊娠中の健康管理や異常の早期発見・早期治療を行うことにより、健やかな子どもを生み育てることができるよう妊娠健康診査を充実します。

(こども政策課)

2. 母子の健康や悩みに対する指導・相談体制の充実

助産師、保健師等の専門職による個別相談や集団指導、必要に応じて家庭訪問を行うなど、安定した妊娠生活を支援します。

(こども政策課)

3. 出産後の育児相談・支援の充実

助産師・保健師等の専門職や、母子保健推進員等による家庭訪問を実施し、育児環境の確認と適正な指導に努め、育児相談・支援の充実を図ります。

(こども政策課)

推進施策 1.1 防災・復興における男女共同参画の推進

【現状と課題】

大規模災害発生時は、被災地において増大した家庭的責任が女性に集中したり、女性が安心した生活を送れない等の問題が発生する等、固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する様々な問題が一層顕在化するため、平常時からあらゆる施策の中に男女共同参画の視点を含めることが重要です。アンケート調査の結果では、「男女別のトイレ、更衣室や授乳室の確保など、性別に配慮した避難所運営」が必要 74.9%、「避難所運営で、責任者に男女がともに配置され、男女両方の視点が入るようにする」が 62.7%となっています。これらのことから、災害対策に男女共同参画の視点を取り入れた体制の強化を図ります。

具体的な施策 ①防災・復興における男女共同参画の推進

1. 男女共同参画の視点に立った防災対策

災害時における男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に十分配慮した防災計画の策定や防災施策の推進を図ります。

(地域安全課)

2. 避難所等における配慮

避難所や災害ボランティア活動等の場において、女性及び配慮の必要な方の視点を反映した睡眠スペースや更衣スペース、仮設トイレ等の設置に努め、安全性、利便性及びプライバシーの確保を図ります。

(地域安全課)

3. 防災現場への女性の進出促進

男女共同参画の視点に立った施策を展開していくためには、防災現場への女性の進出が求められていることから、女性消防団員の確保に努めます。

(地域安全課)

4. 地域における普及啓発の促進

男女共同参画の視点での防災・復興対策は平時から意識することが重要であることから、その意義や必要性について、県等と連携して研修会への参加や情報発信を行います。

(政策企画課、地域安全課)

重点目標 IV. 推進体制の整備・強化

推進施策 1.2 推進体制の整備・強化

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現には、各政策目標における具体的な取組を展開することが必要です。また、ワーク・ライフ・バランスや女性の登用等、女性の活躍推進に向けて社会全体で取組を進めていくことも重要な課題です。そのため、町の推進体制の整備や適切な進行管理を行いこの計画を推進します。

具体的な施策 ①町における推進体制の充実

1. 庁内推進体制の整備

関係部局相互の緊密な連携の下に総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内に町長を会長とする男女共同参画推進会議を設置します。

また、各課における男女共同参画を把握、推進する役割を担う者として各課に男女共同参画推進員を配置します。

(政策企画課)

2. 男女共同参画推進委員会の運営

計画の確実な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する重要事項及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項の調査、審議を行う機関として、各分野の有識者等で構成する男女共同参画推進委員会を定期的に開催します。

(政策企画課)

3. 計画の実施における進行管理

計画の実施において、実効性を高めるために毎年度具体的な取組の進捗状況をとりまとめ、評価を行います。

(政策企画課)

第6章

計画の推進

(第6章 計画の推進)

この計画を推進するにあたっては、町における推進体制の充実を図りながら、あらゆる政策・方針の決定や実施について男女共同参画の視点が反映できるよう職員の理解を深めるとともに、関係する行政機関等との横断的連携を一層強化し、総合的かつ効果的な取組を目指します。

また、町全体の男女共同参画に対する気運の醸成を旨として、住民はもとより事業者や各種団体に対し本計画について広く周知を図り、男女共同参画社会の実現に向けて積極的な協力を呼びかけていきます。

1. 庁内推進体制の整備・充実

長与町のまちづくりに関わる施策に男女共同参画についての視点を反映させていくため、「長与町男女共同参画推進会議」並びに「男女共同参画推進員」を中心とした関係各課の連携強化や充実を図り、全庁体制の下に計画を推進します。

2. 住民・事業者・各種団体との協働

町内各地域・事業所・各団体で男女共同参画に関する取組が進むよう、情報提供・研修機会の提供等を行い、男女共同参画の推進に協働で取り組みます。

3. 長与町男女共同参画推進委員会との連携

定期的に男女共同参画推進委員会を開催し、計画の進捗状況の報告を行い、意見を求めるながら計画のさらなる推進を図ります。

4. 苦情処理対策

長与町の男女共同参画の施策推進に関する意見・苦情等については、県や関係機関、関係団体等と連携しながら適切な対応に努めます。

5. 計画の進行管理

計画の実効性と透明性を高めるため、毎年度、進捗状況を把握し、広報紙やホームページ等で結果を公表するなど進行管理に努めます。

第7章

計画の進捗を図る指標

第7章 計画の進捗を図る指標

重 点 目 標	項 目	実績値 (R1年度) (2019年度)	目標値 (R9年度) (2027年度)	所管課
I. あらゆる分野における女性の参画拡大(7)	町の審議会等における女性委員の割合	34.5%	40%以上 60%以下	審議会所管課
	町の管理職に占める女性の割合	27.0%	30.0%	総務課
	乳幼児年齢別講座の参加保護者数	-	500人	こども政策課
	男性の家事育児介護参画支援のための施策への参加者数	505人	830人	生涯学習課 健康保険課 介護保険課
	パパママ学級父親参加率	33.9%	40.0%	こども政策課
	能力や技術力向上に資する研修や講習等の回数	7回	7回	産業振興課
	求職者支援にかかる情報の周知	2回	2回	産業振興課
II. 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり(8)	女性の雇用環境の整備に向けた関係法令等の周知	2回	2回	産業振興課 政策企画課
	男女共同参画に資する労働法規等関連情報の事業所への周知	2回	2回	産業振興課
	ハラスメント防止研修の実施回数	1回	1回	総務課
	町の男性職員の育児休業取得率	0.0%	30.0%	総務課
	保育所待機児童数	0人	0人	こども政策課
	子育て支援センター利用者数	26,300人	28,400人	こども政策課
	ファミリーサポートセンター会員数	903人	1,000人	こども政策課
	町の広報紙等への男女共同参画記事の掲載	9回	9回	政策企画課
III. 安全・安心な暮らしの実現(10)	人権教育講演会への参加者数	1,769人	1,800人	生涯学習課
	DV予防教室の開催中学校数	3校	3校	政策企画課
	シルバーパートナーセンター会員数	393人	400人	産業振興課
	老人クラブへの加入者数	1,453人	1,600人	福祉課
	介護予防事業への参加者数	880人	900人	介護保険課
	子宮がん検診受診率	18.0%	24.8%	健康保険課
	乳がん検診受診率	25.8%	28.5%	健康保険課
	若年者の健診受診者数	120人	132人	健康保険課
	産婦検診受診率	-	100.0%	こども政策課
	1~2か月児相談参加率	58.8%	60.0%	こども政策課